

スタートコーチ（ジュニア・ユース）インストラクター再委嘱に向けた対応について

※本資料は、令和6年度JISA事務担当者会議にてお配りしたものに、一部体裁や文章表現等について軽微な修正を加えています。

<以下赤枠:第5回JSP0発ス少第306号(令和6年3月28日付)から抜粋>

日本スポーツ少年団指導者・リーダー規程の改定に伴うスタートコーチ(ジュニア・ユース)インストラクターの再委嘱の取り扱いにおける変更点[第3条]。

- 委嘱期間(4年間)後、スタートコーチ(ジュニア・ユース)インストラクターとして再委嘱されるためには、日本スポーツ少年団が定める再委嘱研修を受講・修了することを必須とする。
- 委嘱期間中に、スタートコーチ(スポーツ少年団)養成講習会またはスタートコーチ(ジュニア・ユース)養成講習会での講師実績があり、所属する都道府県スポーツ少年団から推薦を受け、再委嘱研修を受講・修了した場合は、委嘱期間終了に合わせて、日本スポーツ少年団がインストラクターとして再委嘱する。
- 委嘱期間中に、スタートコーチ(スポーツ少年団)養成講習会、またはスタートコーチ(ジュニア・ユース)養成講習会の講師実績がない者も、別に定める要件をすべて満たした者は、再委嘱研修の受講が可能となる。

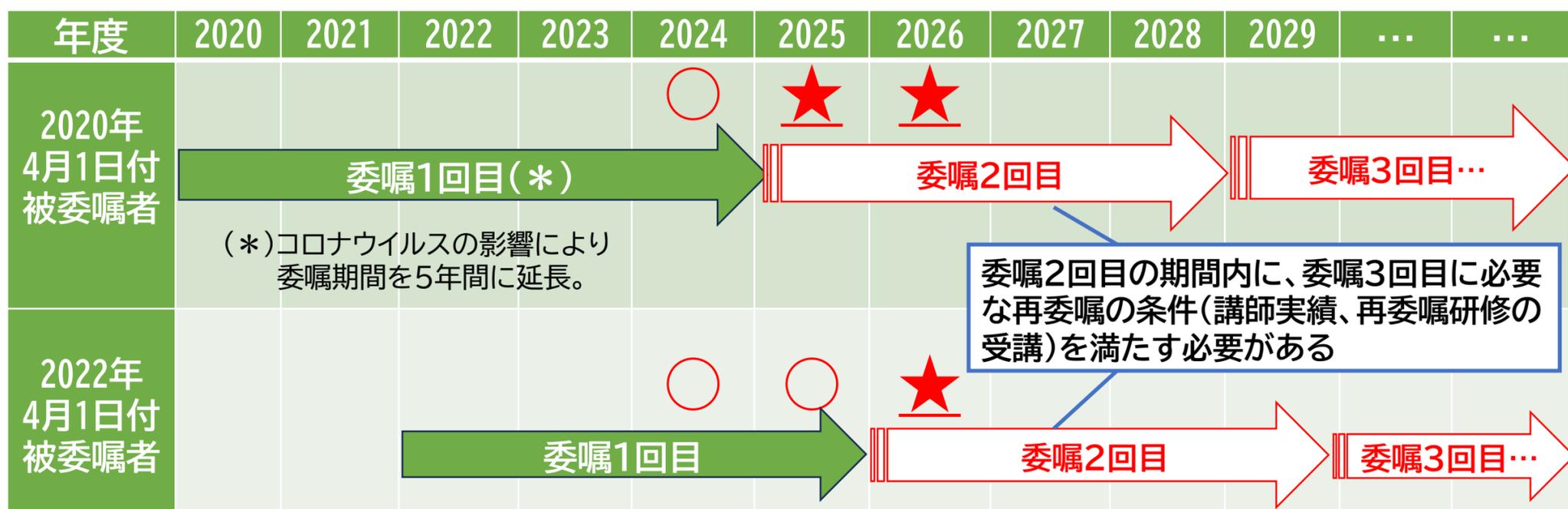
➢ 別に定める要件 ※再委嘱研修受講推薦時に確認をする。

- ① 委嘱期間中に、スタートコーチ(スポーツ少年団)養成講習会、またはスタートコーチ(ジュニア・ユース)養成講習会の講師実績がない理由を確認できる。
 - ② 委嘱期間中に、都道府県スポーツ少年団または市区町村スポーツ少年団等が開催する講習・研修事業での講師実績がある。(例:「育成母集団研修」、「ジュニア・リーダーズスクール」、「JSP0公認スポーツ指導者更新研修」等)
 - ③ 今後スタートコーチ(ジュニア・ユース)養成講習会で講師を務める見込み(都道府県から同講習会の講師を依頼する予定)がある。
- ※②に該当しない場合でも、再委嘱研修受講時点で65歳以下であり、①③について確認できれば推薦可能。

<注意:2020年4月1日付および2022年4月1日付の被委嘱者のみ(再委嘱研修の受講猶予)>

2026年度までに再委嘱研修を受講・修了することを条件に現在の委嘱期間満了に合わせて2回目の委嘱を行う。

※2020年度はコロナウイルスの影響によりインストラクター養成事業を中止したことから2021年4月1日付被委嘱者はいない。



<参考:インストラクターの受講・修了~委嘱~再委嘱までの流れ>

